

令和 6 年 度

第 4 回 定 期 監 査 報 告 書

(監査実施期間：令和 6 年 1 1 月 2 2 日～令和 7 年 2 月 1 3 日)

南 相 馬 市 監 査 委 員

目 次

1	監査の種類	1
2	監査の対象	1
3	監査の範囲	1
4	監査の着眼点	1
5	監査の主な実施内容	2
6	監査の期間	3
7	監査の実施場所及び実施日	3
8	監査の結果	3

《指摘事項》

なし

《指導事項》

- 1 契約事務・・・(健康づくり課、水道課、下水道課、選挙管理委員会事務局、学校教育課、中央図書館)

《検討事項等》

なし

南相馬市監査委員公表第3号

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査を、南相馬市監査基準に準拠して実施し、同条第9項の規定によりその結果の概要を下記のとおり公表します。

令和7年2月27日

南相馬市監査委員 大谷 嘉洋

南相馬市監査委員 細田 廣

記

1 監査の種類

定期監査

2 監査の対象

対象部局等	対象課等
健康福祉部	健康政策課、健康づくり課
こども未来部	高平幼稚園、大甕幼稚園
建設部	水道課、下水道課
行政委員会	議会事務局、選挙管理委員会事務局
教育委員会	学校教育課、中央図書館

3 監査の範囲

令和6年4月から令和6年10月に実施した事務事業

4 監査の着眼点

- (1) 事業の管理又は事務の執行が法令に適合し、正確に行われているか。
- (2) 事業の管理及び事務の執行が経済的・効率的かつ効果的に行われているか。

種別	項目	着眼点
財	収入事務	(1) 収入未済金について適正な取り扱いがなされているか。 (2) 事務手続（起案から収入まで）は、適正に行われているか。 (3) 使用料、手数料の算定が法令等に準拠して行われているか。 (4) 計算方法は正確か。 (5) 減免等の理由及び手続は適正か。
	契約事務	(1) 契約締結手続きは適正に行われているか。 (2) 委託契約を締結している業務について、明確な仕様書に基づき実施されているか。 (3) 恣意的な分割発注をしていないか。 (4) 契約相手方の資格調査を十分に行っているか。 (5) 契約書、請書の締結方法は適正か。 (6) 見積書等、関係書類は適切に徴取されているか。 (7) 随意契約は適切な理由となっているか。
監査	資産等の管理	(1) 備品及び市有地の管理は適正に行われているか。 (2) 公有財産の貸付及び目的外使用許可の手続が法令に準拠して行われているか。 (3) 所管する施設の管理は適正になされているのか。 (4) 現金取扱いに係るマニュアルは整備されているか。 (5) 財産管理システムへの登録や変更はきちんと行っているか。 (6) 所管する行政財産、普通財産、公用車等の管理は適正になされているか。
	歳入歳出外現金管理	(1) 歳入歳出外現金（預り金）の取り扱いは適切か。
行政	の主要事業等の進捗確認	(1) 復興総合計画、実施計画に掲載されている主要事業が、計画通りに進んでいるか。 (2) 実績について、成果をどう捉え、評価しているのか。 (3) 事業を実施する上での課題と、その解決の方向性はどうか。 (4) 事業の取り組み内容と成果指標にズレが生じていないか。
	事務関係	(1) 事務処理が遅延なく、適正に行われているか。 (2) 事務手続は、根拠法令等に基づき、適切に行われているか。 (3) 事務の効率化が図られているか。 (4) 決裁処理について誤りがないか。 (5) 事務事業の内容の精査は十分にできているか。

※上記以外については、全国都市監査委員会の定めた「監査等の着眼点」を参考としました。

5 監査の主な実施内容

- (1) 帳票簿冊等の審査
- (2) 監査資料に基づく関係職員からの説明の聴取

6 監査の期間

令和6年11月22日～令和7年2月13日まで

7 監査の実施場所及び実施日

実 施 日 (監査委員監査)	対 象 課 等	実 施 場 所
令和7年1月27日 (月)	健 康 づ く り 課	監 査 委 員 事 務 局
	下 水 道 課	
	健 康 政 策 課	
令和7年1月28日 (火)	学 校 教 育 課	監 査 委 員 事 務 局
	水 道 課	
	議 会 事 務 局	
	選挙管理委員会事務局	
令和7年1月29日 (水)	中 央 図 書 館	中 央 図 書 館
	大 甕 幼 稚 園	大 甕 幼 稚 園
	高 平 幼 稚 園	高 平 幼 稚 園

8 監査の結果

監査の結果、事務事業はおおむね適正に執行されていましたが、次の事項について改善、検討の必要があると認められましたので、今後はこれらに留意し、適正で効率的かつ効果的な事務の執行に当たってください。

なお、軽微な注意または改善を要する事項については、口頭で指示しました。

《 指 摘 事 項 》

なし

《 指 導 事 項 》

1 契約事務

各種随意契約事務において、次のような誤りが確認されました。

- ① 市財務規則第3条第1項に基づく専決処理が適切ではないもの。
- ② 発注伺いや契約締結伺いに関連資料の添付がないもの。
- ③ 随意契約の根拠を明確にしないまま契約を行っているもの。

(健康づくり課、水道課、下水道課、選挙管理委員会事務局、
学校教育課、中央図書館)

各課で行われている委託・物品購入・借上げの随意契約について予定金額が200万円超の契約であるにもかかわらず課長決裁で処理し、部長・副市長専決の決裁を受けていないものがありました。また、発注伺いや契約締結伺いに関連資料の添付がないまま起案を行っているもの、地方自治法施行令第167条の2第1項各号又は地方公営企業法施行令第21条の13第1項各号までのどの号に該当するのか根拠法令や理由を具体的に記載しないまま契約事務を行っているものがありました。

今後は、財務規則や市随意契約ガイドラインに基づき、適切な契約事務を行っていただくとともに、随意契約の透明性の確保に努めてください。

《 検 討 事 項 》

なし

※監査結果の区分については、指摘事項、指導事項、検討事項等（意見）に区分して記載しています。

- 指摘事項…是正又は改善を必要とする事項のうち、特に重要な事項として文書をもって指摘したもの
- 指導事項…是正又は改善を必要とする事項のうち、「指摘事項」に至らない事項で、文書をもって注意を行ったもの
- 検討事項等（意見）…特別に検討等を必要とするもの